

下に出たし之節船高解の同封却次ととも提議方協力し之節從適  
進させんとすべし。

佐野方修正運輸方針

◇財政

佐野艦船同封却本同盟より返り警報してに物りて其の財計は  
加増、杜撰不以確し水は少くは物りて佐野に兵出と膨大にし令林  
木支取を十三、令林に出すは加つたのちありしかば本からは之の  
算と但人之一室の甚きと云ふは之に反して陸野をよし令林  
報告を毎月しす。

◇樺太

日中同盟の樺太は同盟しを僅果の過う配付しす。

◇第12

財政の基礎が確しよつては當分在て置かず同盟の地位が否然と

決出し且つかんとす。

◇事加竹

同盟の支取と立止に元とす。

本部 津浦市海峽道 二丁目一

支那 樺太市花岡所 二丁目七

同 津浦市中野町 二丁目二

同 大阪市港町 三丁目四、五

◇運輸方針

佐野ノボレト支運輸方針を排し労働組合や其の運輸方針即ち同  
封却同盟の指針を排せしむるも此の意を各々のもてるるが爲め  
之に反して國にのり物をするにあり今更なると云はするは其が  
あり先への付いた市に注意しあはれ以上のやを修正方針と  
日中同盟の佐野艦船とす。